

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-62	歯科診察用器具

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-62	全	歯科診察用器具

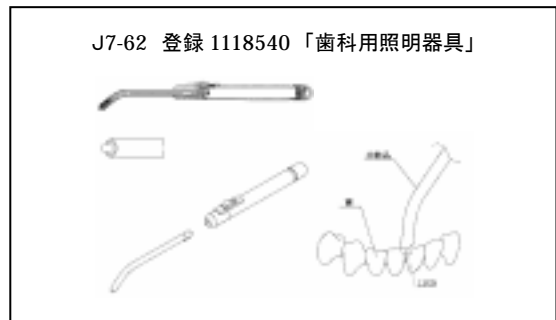
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
歯科用注射筒	歯科用ハンドピース	歯科治療用切削具
根管リーマー	歯科診療用カメラ	

定義

主に歯科医が片手に持ち使用する、処置用器具。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

例えば口腔鏡のような物品について、J7-62には歯科専用の用途のものを分類し、医科用鏡はJ7-32へ分類する。



また、工具(K1)のうちペンチ、携帯用電気グラインダーのハンドピース部(K1-3210)等が 参考対象分野として懸念されることがまれにある。

過去に分類した物品の名称		